４．個人情報の共同利用

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③あらかじめ利用目的等を公表しているグループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

上記③にあたる共同利用について、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

１．事業主との健康診査事業の共同実施と個人データの共同利用について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主とともに、健康診査事業を共同実施し、健診受診の有無、特定保健指導及び要精密検査に関する個人データを共同利用いたします。

ａ.共同利用する個人データ項目について

①健診データ：保険者番号及び被保険者等の記号・番号、氏名、性別、生年月日、
資格取得日・喪失日、所属名称、健診実施日、法定健診項目（別紙 1）
②健診受診有無
③特定保健指導対象者、指導進捗状況
④要精密検査判定者及び判定後の受診有無（法定健診項目のみ）
⑤被扶養者住所情報

ｂ.個人データを共同利用する者の範囲について

・当組合		管理者・担当者
・事業主	太陽生命保険株式会社	
	人事部給与厚生課	管理者・担当者
	業務管理部業務管理課	管理者・担当者
	T&D 保険グループ診療所	医師・看護師
	本社・支社	管理者
・その他事業主		
	人事総務担当	管理者・担当者
	事業主が契約する	産業医・看護師

ｃ.個人データを共同利用する者の利用目的について

・当組合　被保険者の健康保持を目的とした、健診結果に基づく特定保健指導、要精密検査判定者への受診勧奨を効率的、効果的に行うため。
・事業主　従業員の健康状態の把握及び職場における健康保持増進のため。

ｄ.個人データの管理責任者名（もしくは名称）について

・当組合　常務理事
・事業主　太陽生命保険株式会社　人事部給与厚生課長、業務管理部業務管理課長

２．健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第２条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのＣＳＶ情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

ａ．共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

ｂ．個人データを共同利用する者の範囲について

・太陽生命健康保険組合	給付・審査係担当者
・健康保険組合連合会	交付金交付事業グループ・高額医療担当
・業務委託先	公益財団法人日本生産性本部
	ICT・ﾍﾙｽｹｱ推進部及び協力会社

ｃ．個人データを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である１月１千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

ｄ．個人データの管理責任者名（もしくは名称）について

・当組合　　・・・　常務理事
・健保連　　・・・　組合サポート部　部長

以　　上

法定健診項目表

検査項目		項目区分
診察等	問診（既往歴及び業務歴の調査）	○
	（喫煙歴及び服薬歴）	※1
	身長	●1
	体重	○
	腹囲	●2　※2
	視力	○
	聴力	○
	血圧	○
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○
胸部エックス線検査		○
喀痰検査		□1
貧血検査	血色素量（ヘモグロビン）	●2
	赤血球数	●2
肝機能検査	GOT	●2
	GPT	●2
	γ－GTP	●2
血中脂質検査	LDLコレステロールまたはnon-HDLコレステロール	●2
	HDLコレステロール	●2
	血清トリグリセライド（中性脂肪）	●2
血糖検査	空腹時血糖または随時血糖(食後3.5時間以上)	●2
	HbA1c	□2
尿検査	尿蛋白	○
	尿糖	○
	血清クレアチニン	※3
心電図検査		●2

○： 必須項目
□1： 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可
□2： 空腹時血糖または随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は不可
●1： 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可
●2： 40歳未満（35歳を除く）の者については、医師の判断に基づき省略可
※1： 喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知（平成20年1月17日　基発第0117001号、保発第0117003号）
※2： ●2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は医師の判断に基づき省略可
※3： 医師が必要と認めた場合は追加

法令に基づく検査項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認めた場合においてのみ**可能